

燕市介護保険運営協議会（第2回）次第

平成31年2月5日（火）午後1時30分～
燕市役所 会議室301

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

(1) 平成31年度 燕市介護保険事業特別会計予算（案）について
(資料1)

(2) 条例改正について
(資料2-1、2-2)

(3) 保険者機能強化推進交付金について
(資料3)

(4) 地域支援事業（介護用品支給事業含む）について
(資料4)

(5) その他
(資料5)

4. 閉 会

次年度開催予定日 第1回8/8（木）13：30～、第2回2/13（木）13：30～

燕市介護保険事業特別会計当初予算(案)概要版

(単位:千円)

Table with columns for '歳入' (Revenue) and '歳出' (Expenditure), including sub-categories like '01 保険料', '02 分担金及び負担金', '03 使用料及び手数料', '04 国庫支出金', '05 支払基金交付金', '06 県支出金', '07 財産収入', '08 繰入金', '09 繰越金', '10 諸収入' and their corresponding '平成30年度', '平成31年度', and '比較' (Increase/Decrease) values.

燕市介護保険条例の一部改正の概要について

1 背景

平成 30 年 12 月 21 日に閣議決定された 2019 年度政府予算案に、消費税増税を踏まえた低所得者に係る介護保険料の軽減強化が盛り込まれているため、市町村において条例改正等の実施に向けた対応が必要となります。

2 改正の概要

低所得者の第 1 号保険料軽減強化の完全実施に係る内容（2019 年 10 月実施）

- ・ 第 1 段階について保険料基準額に対する割合を、0.45 から 0.3 に軽減する。
※平成 27 年 4 月から一部実施し、割合を 0.5 から 0.45 に軽減している。
- ・ 第 2 段階について、保険料基準額に対する割合を、0.75 から 0.5 に軽減する。
- ・ 第 3 段階について、保険料基準額に対する割合を、0.75 から 0.7 に軽減する。

消費税引き上げは 2019 年 10 月（予定）だが、介護保険料の賦課は政令で年度単位とされているため、2019 年度の軽減は、2020 年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に形式的に設定

保険料基準額（年額 75,600 円）に対する割合

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階
2018 年度	0.45	0.75	0.75
2019 年度	0.375	0.625	0.725
2020 年度	0.3	0.5	0.7

※第 1 段階は 2015 年（平成 27 年）4 月から一部実施し、0.5 から 0.45 に軽減している。

改正後の燕市介護保険料の年額保険料（案）

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階
2018 年度	34,000 円 (3,800 円)	56,700 円 ※軽減なし	56,700 円 ※軽減なし
2019 年度	28,400 円 (9,400 円)	47,300 円 (9,400 円)	54,800 円 (1,900 円)
2020 年度	22,700 円 (15,100 円)	37,800 円 (18,900 円)	52,900 円 (3,800 円)

※（）内は軽減額

※第 4 段階から第 9 段階は変更なし。

燕市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の概要について

1 看護小規模多機能型居宅介護の指定に関する申請者要件の見直し

(1) 改正の理由

平成30年度の介護報酬改定に伴う介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）の改正により、地域密着型サービスの申請者に係る一部の基準が見直されたため、同様の基準を規定している燕市条例についても基準の改正が必要となります。

(2) 改正の内容

従来、地域密着型サービス事業の申請者は法人でなければならないと規定していましたが、看護小規模多機能型居宅介護に限っては、法人に加え、「病床を有する診療所を開設している者」についても申請を可能とします。

(3) 事業者・利用者への影響

現在、市内に看護小規模多機能型居宅介護の事業所はないため、影響はありません。

2 共生型地域密着型通所介護の新設

(1) 改正の理由

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」の施行に伴う介護保険法改正により、新たに「共生型サービス」が創設され、一定の基準を満たした障がい者福祉制度の指定を受けた事業所が介護保険の事業を行うことが可能となりました。

市が条例で基準を定める地域密着型サービスにおいても、「共生型地域密着型通所介護」が新設されるため、所要の改正が必要となります。

(2) 改正の内容

本条例にて定める共生型地域密着型通所介護の基本方針は、既存の地域密着型通所介護に準じるものとし、人員・運営に関する基準は、他の地域密着型サービスと同様に介護保険法第78条の4第3項で規定される「厚生労働省令で定める基準（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生省令第34号）」を基準とします。

ただし、記録の整備については、市独自に保存期限を5年（※国は2年）とします。

【共生型サービスにおける介護保険の基準と障がい福祉の基準の関係】

① 基本方針及び運営に関する基準は、介護保険の事業所としての基準を適用

運営規定及び重要事項の説明並びに利用者の同意、サービス提供拒否の禁止、要支援認定申請に係る援助、指定居宅介護支援事業者等との連携、居宅サービス計画に沿ったサービスの提供、サービスの提供の記録、掲示、秘密保持、指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理、緊急時等の対応など

② 人員・設備に関する基準は、障がい福祉サービス事業所としての基準を適用

事業を行うのに必要な広さを有する専用区画の設定、障がいサービス利用者介護サービス利用者の数の合計に対する従業員の員数が、障がい者総合支援法等の指定を受けた事業所として必要とされる数以上など

(3) 市内の事業所の状況

現時点で市内の障がい福祉事業所から「共生型地域密着型通所介護」の指定申請の希望はありません。

3 施行日

公布の日より施行

4 参考事項

看護小規模多機能型居宅介護とは

看護小規模多機能型居宅介護は、医療ニーズの高い要介護者に対応するため、通所介護を中心に、訪問介護や短期入所を組み合わせるサービスを提供する「小規模多機能型居宅型介護」に「訪問看護」の機能を追加したサービスです。

共生型サービスとは

共生型サービスは、1つの事業所で介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に提供する仕組みです。障がい福祉事業所の指定を受けていれば、介護保険の事業所の指定も受けやすくなります。

従来、障がい福祉サービスを受けてきた方が65歳になると、なじみの事業所でサービスを受け続けることが難しくなる問題があり、この問題を解消するために「共生型サービス」が創設されました。

※地域密着型サービス以外の共生型サービス（通所介護及び短期入所生活介護に係る共生型サービス）については、基本となる介護サービスの指定を行う者（都道府県等）が指定基準を設定します。

■ 平成30年度保険者機能強化推進交付金(市町村分)に係る評価指標シート集計表

項目	第1号被 保険者数	I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築																II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進												
																		(1)地域密着型サービス				(2)介護支援専門員・ 介護サービス事業所								
		①				②	③					④	⑤	⑥	⑦		⑧	小計	①				②	③	④	①		②		
		ア	イ	ウ	エ		ア	イ	ウ	エ	オ	カ				ア	イ			ア	イ	ウ	エ					ア	イ	
配点		10	10	5	5	10	2	2	2	2	2	2	10	10	10	10	5	10	82	10				10	10	10	10	10	5	10
燕市	24,030	10	0	0	0	10	2	2	2	2	2	2	10	10	10	10	0	10	82	10	0	0	0	10	0	10	10	0	10	

II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進																											
(3)地域包括支援センター																(4)在宅医療・介護連携											
①	②	③	④	⑤		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪		⑫	⑬	⑭		⑮	①		②	③	④	⑤	⑥	⑦		
				ア	イ						ア	イ			ア	イ		ア	イ						入院	退院	
10	10	10	10	10	5	10	10	10	10	10	10	5	10	10	10	5	10	10	5	10	10	10	10	10	5	5	
10	10	10	10	10	0	10	10	10	10	10	0	0	10	10	10	0	10	10	0	10	10	10	10	10	5	0	

(5)認知症総合支援				(6)介護予防/日常生活支援								(7)生活支援体制の整備				(8)要介護状態の維持・ 改善の状況等				小計		
①		②	③	④	①	②	③	④	⑤		⑥	⑦	⑧	①	②	③	④	①			②	
ア	イ								ア	イ								ア	イ		ア	イ
10	5	10	10	10	10	10	10	10	10	5	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	460
10	0	10	0	10	10	10	10	10	0	0	10	0	10	10	10	10	10	10	0	0	10	405

III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進												合計 (ア)	評価指標に よる交付金 配分額 (千円) (イ)
(1)介護給付の適正化										(2) 介護 人材 の確 保	小計		
①	②		③	④			⑤		⑥				
	ア	イ		ア	イ	ウ	ア	イ					
10	10	5	10	10			10		10	10	70	612	
10	0	0	10	0	0	0	10	0	0	10	40	527	14,845

地域支援事業について

平成31年2月5日

資料

- 1.新しい介護予防日常生活支援総合事業
(要支援1~2 事業対象者)
- 2.包括的支援事業
- 3.任意事業

1 新しい介護予防日常生活支援総合事業 (要支援1~2 事業対象者)

1.介護予防・生活支援サービス事業

介護型訪問サービス (現行担当)

生活支援型訪問サービス サービスA

支え合い型訪問サービス サービスB

短期集中型訪問サービス サービスC

訪問型サービスD 実施していない

介護型通所サービス (現行担当)

生活支援型通所サービス サービスA

支え合い型通所サービス サービスB

短期集中型通所サービス サービスC

2.介護予防ケアマネジメント【ケアプラン作成】

要支援1	要支援2	事業対象者
321人	544人	286人
H30.10末現在		

平成30年4月の事業者数は別紙1
を参照してください

1 新しい介護予防日常生活支援総合事業 (要支援1~2 事業対象者)

平成30年12月審査分	(件数)	(円)
介護型訪問サービス (現行相当)	47	830,605
生活支援型訪問サービス (サービスA)	27	353,347
介護型通所サービス (現行相当)	319	7,108,942
生活支援型通所サービス (サービスA)	84	1,272,225
通所型サービス (市外)	1	9,088
介護予防ケアマネジメント	330	1,467,270
合計	808	11,041,477

1 新しい介護予防日常生活支援総合事業 (要支援1~2 事業対象者)

• 一般介護予防事業 (すべての高齢者が利用可能)

レインボー体操やスクエアステップ等の自主グループを育成している。毎年新規グループが活動を始めている。
現在、地域での活動参加の運動機能向上等の効果について、大学と検証のデーターをあつめるための運動機能の計測会も行っている。

地域リハビリテーション活動支援事業

短期集中サービスに従事していただいているリハビリテーションスタッフと自立支援について考えている。

2 包括的支援事業

1. 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント

総合相談支援業務

権利擁護業務

ケアマネジメント支援

地域ケア会議の充実

2. 在宅医療・介護連携の推進

3. 認知症施策の推進

認知症初期集中支援チーム

認知症地域支援推進員

4. 生活支援サービスの体制整備

コーディネーターの配置

協議体の設置(地域支え合い推進会議)

地域包括支援センターの事業評価について資料2参照

管理者会議の中で市と問題点を共有し解決していく予定。

今回は、個人情報の保護について、各自の方法を確認することとした。

地域課題として移送を取り上げ1年間活動

2月にフォーラムを実施

資料3参照

3 任意事業

介護用品支給事業については、任意事業の項目から削除された。

しかし、市町村特別給付での対応も可能な事業であるが、多くの自治体を実施している状況にかんがみ、平成26年度に実施している市町村は、第7期介護保険事業計画においては、一定の要件を満たせば当該事業を実施することが可能とされた。そのため平成31年2月までに具体的な方策の提出が必要となっている。燕市では現在要介護1～5の在宅の方に対して1月課税世帯は3,240円分、非課税世帯は5,400円分のおむつ券を発行している。

	平成29年度決算	30年度予算	30年度支出予定
一般会計(要介護1・2)	19,997,973	20,000,000	20,000,000
特別会計(要介護3・4・5)	33,347,773	35,400,000	38,533,000
合計	53,345,746	55,400,000	58,533,000

縮小案(例)		年間22,310,400円		要介護3以上に給付		
		申請者		申請者の約8割が利用		
介護1	課税	0	308	0	246	0
	非課税	0	125	0	100	0
介護2	課税	0	316	0	253	0
	非課税	0	142	0	114	0
介護3	課税	2,000	302	604,000	242	483,200
	非課税	4,000	125	500,000	100	400,000
介護4	課税	2,000	176	352,000	141	281,600
	非課税	4,000	101	404,000	81	323,200
介護5	課税	2,000	122	244,000	98	195,200
	非課税	4,000	55	220,000	44	176,000
合計			1,224	1,200,000	979	960,000
			548	1,124,000	438	899,200
			1,772	2,324,000	1,418	1,859,200
		3,000円と1,500円で16,732,800円		12ヶ月で 22,310,400		

全国での主な検討内容

- 支給要件の見直し
 - 所得制限の導入
 - 要介護度要件の導入
 - 利用者負担額の見直し
 - 対象商品の限定
 - 利用者年齢の見直し
- 支給上限額の見直し
- 他事業への移行
 - 一般財源による事業への移行
 - 保健福祉事業への移行
 - 市町村特別給付への移行
- 新規受け付けの中止
- 廃止

スケジュール (案)

- 平成30年度
- 平成31年2月までに具体的な方策の提出
- 31年度 現状維持
- 32年度 縮小の周知
- 33年度 縮小「一般会計のみ」

高齢者の個別の状態を踏まえた自立支援の観点に立った適切な用品の支給方策

現在、要介護度1～2の方は紙パンツ型に尿取パットを使用し、歩行が難しい場合はテープ式の紙おむつと尿取りパットを使用する傾向がある。インターネットなどの情報から紙おむつはひと月4,000円が平均的な利用費用のため、上限は今の5,400円から4,000円としてはどうか自立支援の観点をどう取り入れるべきか

介護用品支給の廃止・縮小に向けた具体的方策

本来寝たきりの方への給付だったことから、テープ式紙おむつが必要な方を対象とする(介護3以上) また所得要件を加味し非課税世帯のみとする。第7期終了後一般財源で実施する。

総合事業 訪問サービス(2018. 4. 1現在)

	事業所名・住所	介護型 (現行相当)	生活支援型 (サービスA)	支え合い型 (サービスB)	TEL	FAX
1	燕市社会福祉協議会介護サービス室 〒959-0231 燕市吉田日之出町1番1号	○			0256-78-8701	0256-78-8871
2	ヘルパーステーション しおみ 〒959-1226 燕市小牧274番地4	○	○		0256-61-5805	0256-61-5806
3	介護サービスみどり園 訪問介護事業所 〒959-1281 燕市杣木3002番地8	○	○		0256-66-4973	0256-66-4974
4	ホームヘルプサービスひまわりの園 〒959-0242 燕市吉田大保町25番15号	○			0256-94-7490	0256-92-0750
5	老健ふんすいヘルパーステーション 〒959-0113 燕市笈ヶ島104番地5	○	○		0256-91-3333	0256-97-1800
6	介護ステーションすみれ 〒959-1265 燕市道金473番地	○	○		0256-46-0431	0256-46-0432
7	燕市シルバー人材センター 〒959-1263 燕市大曲3015番地			○	0256-64-2483	0256-64-4017
8	ねっとわーくエプロン 〒959-0129 燕市地藏堂本町3丁目1番19号			○	0256-98-5630	0256-98-5630

総合事業 通所サービス(2018. 4. 1現在)

	事業所名・住所	介護型 (現行相当)	予防型 (サービスA)	支え合い型 (サービスB)	TEL	FAX
1	デイサービスセンターつばめ福寿園 〒959-1228 燕市佐渡745番地1	○			0256-61-6055	0256-66-1325
2	つばめ第2デイサービスセンター 〒959-1261 燕市秋葉町4丁目12番24号	○			0256-66-0717	0256-66-0727
3	つばめ第3デイサービスセンター 〒959-1263 燕市大曲2523番地1	○			0256-61-2261	0256-66-2185
4	デイサービスセンター白ふじの里 〒959-1263 燕市大曲2472番地1	○	○		0256-61-6151	0256-63-8577
5	ツクイ燕 〒959-1234 燕市南1丁目14番17号	○			0256-61-0555	0256-61-0557
6	つばめケアセンターそよ風 〒959-1283 燕市東太田6814	○			0256-61-6271	0256-61-6276
7	なごみケアセンター 〒959-1262 燕市水道町2丁目3番38号	○			0256-63-8753	0256-63-8763
8	リハビリ・ホーム ひなたぼっこ 〒959-1273 燕市杉名68番地1	○			0256-47-1251	0256-47-1252
9	リハビリ・ホーム ひだまり 〒959-1284 燕市杣木字居掛478番地	○			0256-46-8664	0256-46-8665
10	デイサービスセンター 太陽の園 〒959-0214 燕市吉田法花堂740番地	○			0256-92-3339	0256-93-5300
11	デイサービスセンター ひまわりの園 〒959-0242 燕市吉田大保町25番15号	○	○		0256-92-0751	0256-92-0750
12	ツクイ宮小路デイサービス 〒959-0267 燕市吉田宮小路30番地21	○			0256-94-0600	0256-94-0602

総合事業 通所サービス(2018. 4. 1現在)

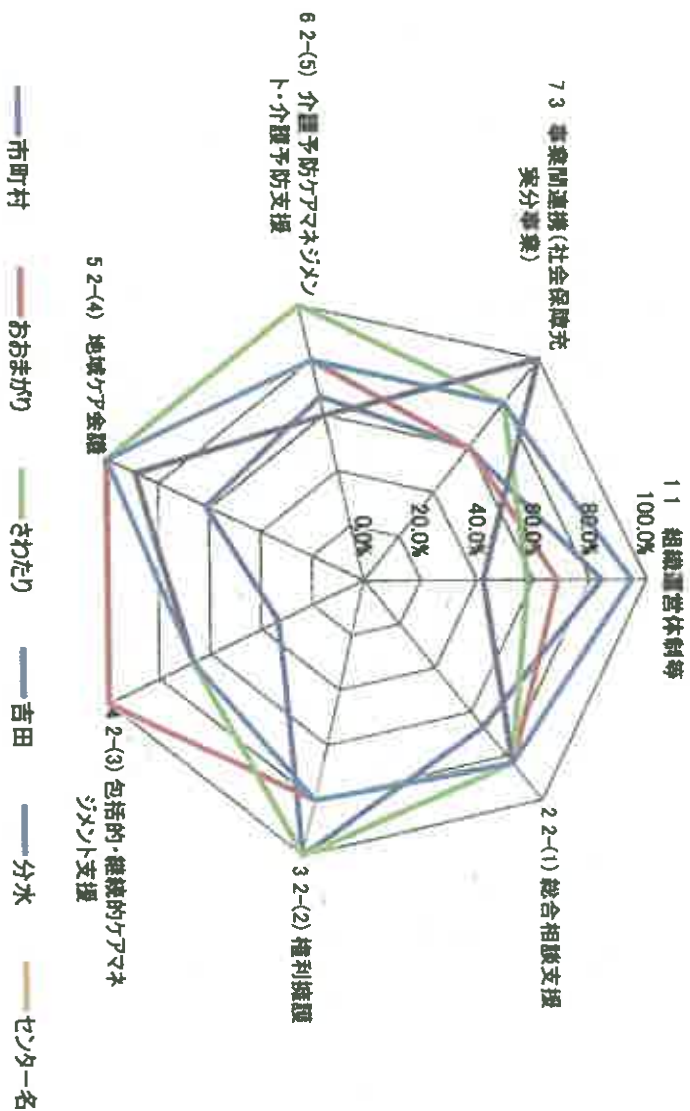
	事業所名・住所	介護型 (現行相当)	予防型 (サービスA)	支え合い型 (サービスB)	TEL	FAX
13	デイサービスセンター 吉田愛宕の園 〒959-0227 燕市粟生津855番地	○			0256-92-9911	0256-92-9988
14	デイサービスセンター 分水の里さくら 〒959-0133 燕市新堀2479番地2	○			0256-97-7111	0256-97-7100
15	デイサービスセンター 分水の里もみじ 〒959-0133 燕市新堀2479番地2	○			0256-97-7111	0256-97-7100
16	生きがい広場地蔵堂・デイサービス 〒959-0120 燕市分水栄町1番3号	○	○		0256-97-7117	0256-97-7119
17	デイサービスセンター 分水 〒959-0121 燕市地蔵堂本町3丁目1番25号	○			0256-98-0700	0256-98-0750
18	デイサービスセンターラビット花はな 〒959-0261 燕市吉田鴻巣106番地1	○			0256-78-8787	0256-78-8790
19	分水いちごの実デイサービス 〒959-0124 燕市五千石3223番地3	○			0256-98-0002	0256-97-2123
20	わんだふるらいふ 〒959-0264 燕市吉田6113番地1	○			0256-93-8888	0256-93-8800
21	わんだふる A DAY 〒959-0264 燕市吉田6113番地1		○		0256-93-8888	0256-93-8800
22	デイサービス ときわ燕 〒959-1223 燕市上児ノ木390	○			0256-61-7010	0256-61-7011
23	燕市シルバー人材センター 〒959-1263 燕市大曲3015番地			○	0256-64-2483	0256-64-4017
24	ねっとわーくエプロン 〒959-0129 燕市地蔵堂本町3丁目1番19号			○	0256-98-5630	0256-98-5630
25	吉田学校町自治会 〒959-0252 燕市吉田学校町10番20号			○	0256-92-2650	
26	ほっとくらぶ(下粟生津自治会) 〒959-0222 燕市下粟生津511			○	0256-92-2046	0256-92-2046

地域包括支援センターの事業評価に関する全国集計結果について (H30)

↓「市町村」の欄に市町村名を入力すると、リーダーチャートの「凡例」が変わります。

	市町村	おおまがり ¹	さわたり ²	吉田 ³	分水 ⁴	
1	組織運営体制等	84.2%	68.4%	57.9%	42.1%	94.7%
2	2-(1) 総合相談支援	66.7%	83.3%	83.3%	83.3%	83.3%
3	2-(2) 権利擁護	100.0%	80.0%	100.0%	80.0%	80.0%
4	2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	33.3%	100.0%	66.7%	66.7%	66.7%
5	2-(4) 地域ケア会議	61.5%	100.0%	100.0%	88.9%	100.0%
6	2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	66.7%	80.0%	100.0%	60.0%	80.0%
7	3 事業間連携 (社会保障充実分事業)	60.0%	60.0%	80.0%	100.0%	80.0%

■リーダーチャート (1~5)



とき
2月26日(火)

13:30~15:30

ところ
燕市中央公民館

(燕市水道町1-3-28)

3階中ホール

高齢者の
移動・外出を
支える
フォーラム

～燕市内の活動を紹介します～

高齢者の暮らしの足をどう確保していくか。マイカーが不可欠な燕市では重要な問題です。

一見、公共交通分野だけの問題に思えますが、そうでもありません。買物や通院などはもちろんのこと友人や地域との交流など、その人らしい暮らしを続けるためには、身近な地域に関わる人たちが互いに支え合うことが大切です。

本フォーラムは、燕市内の活動事例を通して、自分たちに出来ることを学べる内容です。



■報告■

移動・外出支援活動創出ワーキンググループ

■事例紹介■

- 社会福祉法人による「地域サロン」への送迎
-高齢者総合生活支援施設 はな広場-
- 生活支援と通院支援を一体的に行う活動
-NPO法人 ねっとわーくエプロン-
- 地域の有志による買い物のお手伝い
-新町自治会の有志-

■ミニ講演■

NPO法人 全国移動サービスネットワーク

副理事長 ^{かわさき たみこ} 河崎 民子 氏

参加者 どなたでも

参加費 無料

申込み 2月19日(火)まで

電話かチラシ裏面の用紙でお申し込みください。

【申込み・問い合わせ】

燕市長寿福祉課 Tel:0256-77-8157 / Fax:0256-77-8138

主催 燕市 / 移動・外出支援活動創出ワーキンググループ



(5) その他

① 柄澤榮作氏（前介護保険運営協議会委員）が市表彰式で功労者表彰を受賞

② 施設整備関係

・経営委譲により事業所変更

	旧	新
事業所名	小規模多機能ホームほうえんの里	小規模多機能ホームこころの郷
事業者	株式会社ショーリン	株式会社三林
所在地	燕市松橋109番地3	同左
サービス種類	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	同左
介護事業所番号	1591300130	1591300247
事業廃止日	平成31年1月31日	—
事業指定日	—	平成31年2月1日

・短期入所からの転換による特養の増床（平成31年4月1日予定）

事業所名	現行	変更後	増減
つばめ福寿園短期入居生活介護センター	24床	20床	4減
特別養護老人ホーム つばめ福寿園	100床	104床	4増
さわたりの郷短期入居生活介護センター	24床	18床	6減
特別養護老人ホーム さわたりの郷	64床	70床	6増

③ 介護職員表彰式

・11月12日に「燕市次世代を担うキャリアアテン介護職員等表彰式」を行いました。
（様子は次頁参照）



日本一輝いているまち・つばめ

[バリアフリーページ](#) > [声の広報つばめ](#) > [市役所へお越しの方へ](#)
[庁舎フロア案内図](#) > [サイトマップ](#) > [携帯サイト](#) > [English](#)

文字サイズ

標準

拡大

[暮らし](#)
[子育て・福祉・健康](#)
[教育・生涯学習・スポーツ](#)
[まちづくり](#)
[産業](#)
[市政情報](#)

お探しの情報は何ですか？

カスタム検索

サイト内検索

検索の仕方

[現在のページ](#) > [トップページ](#) > [子育て・福祉・健康](#) > [高齢福祉](#) > [介護職員等の表彰を行いました！](#)

子育て・福祉・健康

介護職員等の表彰を行いました！

11月12日に「燕市次世代を担うキャリアアテン 介護職員等表彰式」を行いました。出席いただいた43名の受賞者に、鈴木市長より賞状が贈られました。介護職員等のみなさんが高齢福祉に貢献してくださり、安心して暮らしていくことができるまちになってきています。受賞されたみなさまには、日ごろから懸命に高齢者の方々に向き合っていたいただき感謝いたします。

≪表彰式の様子≫



子育て・福祉・健康

- > [子育て](#)
- > [児童福祉](#)
- > [高齢福祉](#)
- > [障がい福祉](#)
- > [生活保護・支援](#)
- > [保険年金](#)
- > [健康](#)
- > [食育](#)



キャリアアテン介護職員等表彰とは

事業の内容

キャリアテン介護職員等表彰式

燕市・弥彦村圏域の介護施設等に
10年以上勤務している介護職員等に
日ごろの感謝の気持ちを込めて
表彰式を行います

日時：11月12日 午後2時～
場所：燕市役所つばめホール

今年度の表彰は、勤続年数
19年、18年、10年の職員を表彰します



燕市は、介護【新3K】として
希望・感動・感謝があふれる現場
であることを伝えます！
会場には、市民、施設利用者や
その家族、関係者からいただいた
感謝メッセージを掲示します

また、各施設から作成してもらっ
たPRポスターを掲示します！
介護の現場の様子を知ってもら
うとともに、介護の現場に興味を
持ってもらい、多くの人に介護の
魅力を発信します



【問い合わせ先】 燕市役所 長寿福祉課 Tel.0256-77-8157

キャリアテン表彰式チラシ [PDF版](#) (978kb) / [Word版](#) (2,094kb)

介護の魅力発信やイメージアップ、介護人材の確保を行っていくために、燕・弥彦圏域の介護施設等に勤務する介護職員等で、職務を精励した人を表彰するものです。職員等に日々の介護業務遂行に感謝・慰労し、これからの勤務意欲を高めて、介護職員等の定着を図ります。

つばP隊長



今年度の表彰は、勤続年数が**19年・18年・10年**の職員等を表彰します。

表彰式の日程

日時：11月12日 午後2時～
場所：燕市役所1階 つばめホール
市民の皆さんもぜひご観覧ください。

会場展示

会場のつばめホールでは、圏域の介護施設のPRポスターや職員等への感謝メッセージの掲示を行っています。
また市の職員も従事していますので、介護保険についての相談や福祉の資格取得に関する相談などもできます。
イベント開催中以外は、どなたでも入れますので、お立ち寄りください。

イベントも開催します

キャリアテン介護職員等表彰を含む、11月10日～16日を「介護・福祉学びの収穫祭」と題し、イベントを開催します。

詳しい内容は、[こちらのページ](#)からご確認ください。

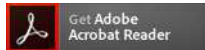
〈イベント内容〉

- ・介護施設PRポスター掲示
- ・感謝メッセージ掲示
- ・各種相談受け付け
- ・認知症サポーター養成講座
- ・在宅医療の出前講座
- ・オレンジリングカフェ

問い合わせ先

燕市 長寿福祉課 地域支援相談係

TEL : 0256-77-8157



このページの資料をご覧になるには[Adobe Reader](#)（無償）が必要です。プラグインをお持ちでない方は左記ボタンよりソフトをダウンロードしてください。

[🏠 ページの先頭へ戻る](#)

[リンク集](#) | [利用方法](#) | [ホームページ運営方針](#) | [免責](#) | [著作権・リンクについて](#) | [個人情報の取り扱いについて](#) | [サイトマップ](#)



燕市役所

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田1934番地
電話番号 0256-92-1111（代表）

開庁時間

月曜日から金曜日 平日8時30分から17時15分
※ただし、祝日・休日・12月29日から1月3日を除く

© 2015 Tsubame City